



# マイナンバーカードの 取得はお早めに！

マイナンバーカードをまだお持ちでない方(※1)に、11月下旬から12月上旬にかけて、オンライン申請用QRコード付きマイナンバーカード交付申請書が国と地方公共団体が共同で運営する「地方公共団体情報システム機構」(J-LIS)から順次送付されます。



「地方公共団体情報システム機構 (j-LIS)」から送付されます。総務省のロゴマークも入っています。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です

(※1)以下のような方には交付申請書は送付されません。

- ①75歳以上の方で、令和2年度または令和3年度に後期高齢者医療広域連合からマイナンバーカード交付申請書が送付されている方
- ②令和4年1月1日以降に出生または国外から転入された方  
(出生時または転入時に地方公共団体情報システム機構(J-LIS)から、個人番号通知書等と一緒に交付申請書が送付されています。)
- ③在留期間の定めのある外国人住民の方  
(地方出入国在留管理局でマイナンバーカードの交付申請などについてお知らせをしています。)
- ④配偶者からの暴力(DV)、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者として、住民票の住所と異なる居所情報を登録している方

スマートフォン等で申請書のQRコードを読み取ることで、簡単に申請することができます。また、郵送等での申請もできます。

※最近、マイナンバーカードを申請・取得した方に、本案内が行き違いで届いた場合はご容赦ください。その場合、改めての申請は不要です。

最大2万円分のポイントがもらえるマイナポイントの申込にはマイナンバーカードが必要です。

マイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期限は12月末までですので、早めの申請をおすすめします。この機会にぜひマイナンバーカードの取得をお願いします！(※交付手数料は無料です)